

クワガタムシ科マルバネクワガタ属のうち、外国産の10種が外来生物法*に基づく「特定外来生物」に指定されました。平成30年1月15日より規制が開始されています。

* 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

- ① アングラートゥスマルバネクワガタ *Neolucanus angulatus*
- ② パラデバマルバネクワガタ *Neolucanus baladeva*
- ③ ギガンテゥスマルバネクワガタ *Neolucanus giganteus*
- ④ カツラマルバネクワガタ *Neolucanus katsuraorum*
- ⑤ マエダマルバネクワガタ *Neolucanus maedai*
- ⑥ マキシムスマルバネクワガタ *Neolucanus maximus*
- ⑦ ベラルマトゥスマルバネクワガタ *Neolucanus perarmatus*
- ⑧ サンダースマルバネクワガタ *Neolucanus saundersii*
- ⑨ タナカマルバネクワガタ *Neolucanus tanakai*
- ⑩ ウォーターハウスマルバネクワガタ *Neolucanus waterhousei*

※今回指定された10種は、マルバネクワガタ属のなかでも、比較的大型のサンダースマルバネクワガタ種群と呼ばれるグループの種です。

写真：マキシムスマルバネクワガタ(撮影 荒谷邦雄)



外国産クワガタが 特定外来生物に指定されました



「特定外来生物」は、輸入や販売、飼養（飼育）、保管、運搬、譲り渡し、野外に放すこと等が原則として禁止されています。

外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されます。

規制開始前から飼育している方へ

規制開始前から飼育している個体※に限り、6か月以内（平成30年7月15日まで）に申請をし許可を得ることで、飼い続けることができます。許可を受けずに飼育することは外来生物法違反となりますのでご注意ください。

※卵、幼虫、蛹も含まれます。したがって、飼育許可を受けている成虫であっても、新たに繁殖（産卵）させることはできません。

飼育しているマルバネクワガタは決して野外に放さないでください。また、卵・幼虫・蛹が入っている可能性のある飼育マット等を処分する際は、密閉したうえで自治体のゴミ処分方法にしたがって廃棄してください。野外に捨てるとうやがて卵や幼虫が成長し、蛹が羽化して成虫が野外に出てしまうおそれがあります。

飼育ケースから逃げ出さないように管理し、最期まで責任をもって飼育してください。

外国産マルバネクワガタ属 10種が 特定外来生物に指定されたわけ？

日本には、日本固有のマルバネクワガタがいます。今回新たに特定外来生物に指定された外国産マルバネクワガタとごく近縁のマルバネクワガタが3種（亜種を含めると5種類）生息し、いずれも奄美・琉球諸島だけに分布しています。

これらのマルバネクワガタの生息域はとても狭く、個体数も少ない貴重な生き物のため、レッドデータブックで絶滅危惧種に選定されたり、「種の保存法」という法律で「国内希少野生動植物種」に指定されているものもいます。

このような日本固有のマルバネクワガタの生息地に、もし外国産マルバネクワガタが入り込んでしまうと、次のような問題を引き起こすおそれがあります。

◆ 食べ物やすみかをうばいます。

外国産マルバネクワガタは、日本固有のマルバネクワガタの食べ物やすみかをうばってしまうおそれがあります。

◆ 雑種をつくってしまいます。

外国産のマルバネクワガタと日本固有のマルバネクワガタとの間に雑種が生まれてしまう可能性があります。これは、自然界において何百万年もの長い進化の過程でできあがった地域の貴重な遺伝子の固有性が失われ、人間の手で進化のプロセスをゆがめてしまうこととなります。

また、雑種ができることによって在来種の正常な繁殖が阻害されてしまいます。

◆ 病気を広めます。

外国産のクワガタには外国産のダニや病原体が寄生していることがあります。日本のクワガタは、外国産のダニや病原体に対する抵抗力が無いため、病気になって死んでしまうこともあります。

その結果

日本固有のマルバネクワガタが
減少したり、絶滅してしまうおそれがあります。



外国産マルバネクワガタを特定外来生物に指定して、国外からの侵入や国内における拡散を防ぐことは、日本固有のマルバネクワガタやそれらを取りまく生態系を保全し、生物多様性を保全することにつながります。

マルバネクワガタに限らず、外国産のクワガタやカブトムシが日本の野外に入り込むと同じような問題を引き起こすおそれがあります。また、日本産のクワガタやカブトムシであっても、本来生息していなかった地域に持ち込まれると、その地域の生き物に影響を及ぼしてしまうおそれがあります。

飼育しているクワガタやカブトムシは決して野外に放さず、最期まで責任をもって飼育してください。

お問い合わせ

